

Colocationサービス 利用規約

第1章 総則

(規約の制定目的)

第1条 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「当社」といいます。)は、Colocation サービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供するための条件として、Colocationサービス利用規約(以下、「本規約」といいます。)を定めます。

2 本サービスの利用を承諾された契約者(以下、「契約者」といいます。)は、本サービスの提供を受けるにあたり本規約を遵守するものとします。

(本サービスの内容)

第2条 当社は、第4条(用語の定義)に定める基本サービス及び付加サービスを提供するものとします。

2 前項のサービス内容及び設置場所等は当社が契約の内容として本規約の他に定める Colocation サービス提供条件書、コネクティビティサービス提供条件書、アドバンスリモートハンズサービス提供条件書及びビル間コネクティビティサービス提供条件書(以下、「各提供条件書」といいます。)ならびに申込書、承り書又は通知書に記載のとおりとします。

3 当社は、本規約又は本サービスの内容を変更することがあります。この場合の規約又はサービス内容は、変更後の本規約によることとします。

4 当社は、本規約又は本サービス内容を変更するにあたり、当該変更の対象となる契約者に対し、その内容を第48条(通知方法)に定める方法で通知します。なお、変更の効力発生時期は通知時に定めるとおりとします。

(本サービスの終了)

第3条 当社は、本サービス又は本サービスの一部を終了することがあります。

2 当社は、本サービス又は本サービスの一部を終了するにあたり、当該終了サービスの契約者に対し、その旨を第48条(通知方法)に定める方法で通知します。

(用語の定義)

第4条 本規約においては、次の用語は次の意味で使用します。

用語	用語の意味
データセンター	本サービス提供のための当社の施設及び当社の指定する施設
契約者機器	サーバやルーター等、契約者の電気通信設備及び電気通信回路設備、その他端末設備等
基本サービス	契約者がデータセンター内で利用しようとする契約者機器を設置するための当社が設置したラック又はスペース（以下、「設置場所」といいます。）の提供、及び契約者機器の運用・維持に必要な範囲での電力設備、ならびに第24条（保守業務の範囲）第1項に定める保守業務の提供
付加サービス	契約者がデータセンター内で利用しようとする契約者機器と回線サービスや契約者機器が設置されたラック間等を接続するコネクティビティサービス、ならびに第24条（保守業務の範囲）第2項に定める保守業務の提供等
提携事業者	本サービスの全部又は一部を当社が委託した場合の当該業務受託事業者又は、本サービスを構成するデータセンター、機器、設備若しくはサービスを当社に提供する事業者

第2章 契約

(利用申込)

第5条 本サービスの利用を希望するときは、本規約の内容を承諾した上で、当社の申込書等に必要事項を記載し、当社に申し込むものとします。

2 前項に際して、申込者確認のための資料を提出していただくことがあります。

3 申込者は、自己の契約者機器が発火、発煙、落下等により他の電気通信設備等に損傷を与えないよう措置されたものであることを確認の上、申し込むものとします。

4 契約者は、本サービス及び本契約が借地借家法の適用を受けるものではないことに同意するものとします。

5 当社は、次の場合に該当すると当社が判断したときにはサービス利用の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの申込者が当社の提供するサービスの料金又は手続きに関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき
- (2) 本サービスの申込者が第18条（提供停止）第1項各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれのあるとき
- (3) 本サービスの申込者が過去において第18条（提供停止）第1項各号のいずれかに該当したとき
- (4) 申込書又は保守手引書に虚偽を記載したとき

(5) その他当社の業務遂行上支障があるとき

(6) 第3項にもかかわらず、契約者機器の安全性等が確認できないもしくは、当社が安全性等を認めないとき

6 当社は、申込を承諾しない場合には、申込者に対しその旨を通知します。

(利用申込の単位)

第6条 契約者は、前条に基づく本サービスの申し込みを、データセンターごとに行うものとします。

2 契約者が、同一データセンターにおいて複数の本サービスを申し込む場合、契約者の申し出により、1つの申し込みで複数の本サービスを申し込むことも可能とします。

(契約の成立)

第7条 当社が、第5条(利用申込)に従ってなされた申込を承諾した場合は、申込者に対して承り書により通知します。本規約に基づいた契約(以下、「本契約」といいます。)は、承り書に記載された日付(以下、「契約日」といいます。)をもって成立します。

2 当社は、前項の契約成立後、契約者の本サービス利用環境の設定を行います。

(契約期間)

第8条 本契約の契約期間は、特に定めのない限り、本サービスの提供を開始する日(以下、「サービス提供開始日」といいます。)から1年間とします。サービス提供開始日は、承り書に記載された日付とします。また、基本サービス1ラック毎に対し、特に定めのない限り最低利用期間として1年間が適用されるものとします。ただし、予約期間は、最低利用期間に含まれないものとします。

2 契約者又は当社が、契約期間満了の1ヶ月前までに契約内容の変更又は解除の旨を相手方に対して申込書等により通知しない場合、同様の契約条件で契約期間を1年間自動更新するものとし、以後も同様とします。ただし、自動更新後は、前項の最低利用期間及びこれに関わる契約条件は適用されないものとします。

(予約)

第9条 契約者は、本サービスの既契約における追加申込を予定する場合等において、設置場所等を予約される場合は、その旨、申し込むこととします。予約の可否及び条件については、契約者より申し込み前に当社へ照会を行うものとします。予約された場合は、第32条(料金)に定める料金を支払うものとします。

(契約の特約と優先順位)

第10条 当社は、本規約の他必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は本規約とともに特約を遵守するものとします。

2 本規約、第2条(本サービスの内容)第2項にて規定した各提供条件書、第7条(契約の成立)にて承諾した申込及び前項にて規定した特約の内容が矛盾抵触するときは、1. 本規約、2. 各提供条件書、3. 申込に関する書面(申込書等及び承り書、通知書)、4. 特約、の順に優先して適用します。ただし、本サービス提供条件・契約条件について特約を定めた場合は、1. 特約、2. 本規約、3. 各提供条件書、4. 申込に関する書面(申込書等及び承り書、通知書)の順に優先して適用します。

(契約者が行う本サービス契約内容の変更)

第11条 契約者が本サービス契約内容の変更を希望する場合は、変更の旨及び変更する内容を、当社の申込書等に必要事項を記載し、当社に申し込むものとします。

2 当社は、前項の申込を承諾した場合は、契約者に対しその旨を通知します。

3 契約者は、当社が第1項の申し込みを承諾した場合、当社に対し、第32条(料金)に定める料金を支払うものとします。

4 当社は、第1項の申込があった場合に、第5条(利用申込)第5項各号に該当すると当社が判断したときは、申込を承諾しないことがあります。この場合は契約者に対しその旨を通知します。

5 第2項に基づき承諾された申し込みは、承り書に記載された日付(以下、「変更契約日」といいます。)をもって成立します。

6 当社は、前項の変更契約日後、契約者の本サービス利用環境の設定を行います。変更内容は、承り書に記載された日付(以下、「変更適用日」といいます。)をもって適用されるものとします。

(契約者の名称等の変更)

第12条 契約者は、申込書に記載された契約者の名称等、契約者に関する事項に変更があった場合は、変更内容を速やかに当社の申込書等にて届け出るものとします。

2 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類等を提出していただくことがあります。

3 当社は、契約者が第1項に定める変更届を怠った場合には、不利益が生じることについて契約者は予め承諾します。

(権利及び義務の譲渡等の制限)

第13条 契約者は、本契約に基づく権利及び義務を、当社の書面による事前の承認なく、他に譲渡、貸与、承継又は担保設定等の行為(以下、「譲渡等行為」といいます。)を行うことができません。譲渡等行為に関連する契約者と第三者間における争いが発生した場合、契約者の責任で対処するものとします。当社は当該争いに関与しないものとし、第三者から当社に対し質問、要求、苦情等があった場合においても、対応は行わないものとします。また、当該争いにて生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。ただし、当該損害が当社の責めに帰すべき事由により生じたものである場合は、この限りではありません。

2 契約者が譲渡等行為の時点で有する本契約に基づく権利及び義務(第32条(料金)に定める当社に対する料金に関する債務(以下、「料金債務」といいます。))を含みます。)は、譲渡等行為により、譲渡先、貸与先又は承継先に移転するものとします。ただし、当社の書面による特段の承諾がない限り、契約者は当該の料金債務について、契約者の譲渡先、貸与先又は承継先と連帯して引き続き支払い義務を負うものとします。

(契約者が行う契約の解除)

第14条 契約者は、契約を解除するときは、当社に対し解除の日の1ヶ月前までに解除の旨及び解除するサービスなどを当社の申込書等により通知するものとします。この場合において、通知があった日から当

該通知において解除の日とされた日までの期間が1ヶ月未満であるときは、解除の効力は当該通知があった日から1ヶ月を経過する日に生じるものとします。

2 契約者は、契約期間内の解除の場合は、第37条(違約金)に定める違約金を支払うものとします。

(当社が行う契約の解除)

第15条 当社は、次に挙げる事由があると当社が判断したときは、あらかじめ契約者に通知することなく、即時に契約を解除することができるものとします。これにより契約者に生じた損害に対し、当社は責任を負わないものとします。

- (1) 第18条(提供停止)第1項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合であって、停止の日から14日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき
- (2) 第18条(提供停止)第1項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
- (3) 天災、事変、その他の非常事態や不可抗力等、当社の責に帰すべからざる事由又は火災(当社の過失による場合を除きます。)により、契約者機器が設置されているデータセンター及び設備等の全部若しくは一部が滅失し又は損壊して、建物、設備等の使用が不可能となり、かつ、修復の見込みがないとき
- (4) 契約者又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者(以下、総じて「反社会的勢力」といいます。)に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
- (5) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき

第3章 提供中止等

(非常事態時の利用の制限)

第16条 当社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、又は秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他の公共の利益のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスを制限する措置を採ることがあります。なお、これにより契約者に発生した損害について、当社は責任を負いません。

(提供中止)

第17条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することができるものとします。

- (1) 当社の本サービス用設備の保守、工事、又は故障等やむを得ない場合
- (2) 天災、地変、その他の非常事態が発生、もしくは発生するおそれがある場合

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨とサービス提供中止の期間を契約者に通知することとします。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

3 当社は、本サービスの提供中止により契約者に損害が発生した場合、責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合を除くものとします。

(提供停止)

第18条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

- (1) 本契約に違反をした場合
- (2) 本サービスの運営を妨害又は当社の名誉もしくは信用を著しく毀損した場合
- (3) 当社に損害を与えた場合
- (4) 本契約に基づく債務を履行しなかった場合
- (5) その他、契約者として不適当と当社が判断する場合

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその旨とサービス提供停止の期間を契約者に通知することとします。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。なお、これにより契約者に損害が発生した場合、当社は責任を負わないものとします。

第4章 契約者機器の管理等

(契約者機器の管理)

第19条 契約者は、当社の求めに応じて、本サービスの申込時にデータセンターに設置する契約者機器等の情報を開示するものとします。

2 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下を承諾、又は遵守するものとします。また当社は、データセンターに影響を及ぼすおそれがあると判断する場合は、本サービスの利用を承諾しない場合があります。

- (1) 契約者は、当社の事前の許可なく、データセンター内に造作等を一切行ってはなりません。
- (2) 契約者は、データセンター内に発火、爆発、異常な発熱、異常な温度、又は湿度の変化、その他データセンターに影響を及ぼすおそれのあるいかなるもの、又は当社の規定重量を超える契約者機器等を設置することはできません。
- (3) 当社は、契約者機器に異常が発見された場合は、その旨を契約者に報告します。発見された異常がデータセンターに影響を及ぼすおそれのある場合は、契約者はすみやかに自己の費用負担で、契約者の契約者機器等の撤去、移動等の処置をとるものとします。ただし、緊急の場合、その他やむを得ない場合は、当社は緊急処置として事前の通知をすることなく、その原因となった契約者の契約者機器等を契約者の費用負担で撤去、又は移動できるものとします。
- (4) 前号において発見された異常が、発火・発煙等緊急処置を要し、かつ、データセンターに重大な影響を及ぼす場合、当社、又は工事・保守業者等(以下、「関係者」といいます)、異常を発見した当社の関係者は事前の通知をすることなく、消火活動、電力提供の中止等の緊急処置を行いません。
- (5) 契約者は、契約者機器をデータセンター及び当社設備に付着させる場合は、事前に当社の承諾を得るものとします。ただし、契約が成立済のラック内はこの限りではありません。
- (6) 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、第三者の資産及び設備をデータセンター内に設置することを行ってはなりません。ただし、契約者が第三者から借用(リース・レンタル)した資産及び設備についてはこの限りではありません。

(契約者機器の搬入及び設置並びにその費用負担)

第20条 契約者は、契約者の契約者機器をデータセンター内に搬入する場合は、第27条(契約者が行う契約者機器の作業)に定める入館対応により搬入することとします。その際、本規約とともに契約の成立後にお渡しするご利用に関する各種ご案内に記載した文書に記載された事項を遵守するものとします。

2 契約者は、契約者機器の搬入及び設置に関し、安全対策が必要な場合においては、当社の指示により実施するものとし、これに要する費用は契約者の負担とします。

3 契約者は、契約者機器の設置等に当たっては、安全上の観点から、設置等に係る工事を当社へ委託しなければならないことがあります。

(契約期間中の当社による設置場所の変更及びその費用負担)

第21条 当社は、当社の設備の保守、工事、又は故障等やむを得ない場合、契約者機器の設置場所又は契約者に使用を許した設備等の設置場所を同一データセンター内において変更することができるものとします。

2 前項の場合、当社は契約者に事前にその旨の連絡をするとともに、変更後の設置場所、設備等の仕様規格は従前に準じるものとします。

3 第1項の設置場所の変更が、契約期間内かつ当社の事情による場合、移設に要する費用(撤去費、運搬費、据え付け、調整費等)は、直近12か月間に当社が契約者に請求した月額料金の総額相当を上限として当社の負担とします。なお、当該費用にはシステム切り替えに伴う二重化等の新たな機器、回線、ソフトウェア、工事等の費用は含みません。

(契約期間中のその他の契約者機器の移設及び撤去並びにその費用負担)

第22条 契約期間中の契約者機器の移設及び撤去は、第21条(契約期間中の当社による設置場所の変更及びその費用負担)の場合を除き、次の各号によるものとします。

(1) 契約者が設置場所の変更を申し出て移設又は撤去する場合、これに要する費用は契約者の負担とします。

(2) 天災、事変、その他の非常事態や不可抗力等、当社の責に帰すべからざる事由又は火災(当社の故意又は重大な過失による場合を除きます。)により、移設又は撤去する場合、これに要する費用は契約者の負担とします。

(3) 第1号及び第2号による場合の契約者の費用負担には、旧の設置場所の原状復旧に要する費用及び契約者に場所を提供するために実施した工事がある場合には当社の当該工事に係る費用を含むものとします。

(4) 当社は、契約者の要請があるとき、その他必要がある場合には、契約者の費用負担を条件に、契約者の契約者機器等を契約者へ返送することができるものとします。

(契約者機器等の運用)

第23条 契約者の契約者機器等は契約者の責任において運用するものとします。

2 契約者が、当社が別に提供するサービスの利用に際し、その当社サービス提供に係る設備等を契約者のラック内に設置する場合、当該設備の工事の実施は、該当工事の申込をもって、ラックの開閉の許諾が

あったものとします。ただし、契約者からの書面等による事前の申し出により、本条項の適用を除外することができるものとします。

また、当社が当該サービスの維持に必要な定期保守や故障修理等の作業を実施する際は、その都度、契約者の許諾により、ラックを開閉します。ただし、当社の申込書等による事前の合意により、ラック開閉の事前の許諾を頂いたものとし、本条項の適用を除外することができるものとします。

3 当社は、契約者機器、又はその周辺に発火・発煙、異音、異常な温度、又は湿度の変化等の異常が認められ、緊急な対処が必要と判断する場合は、契約者に通知することなく、原因が存在すると思われるラックを開閉し、対処することがあります。当社は契約者にその旨を事後、通知することとします。

4 第1項、第2項及び第3項において、当社は誠実に当該サービスの維持及び運用を行うものとし、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は責任を負わないものとします。

(保守業務の範囲)

第24条 当社は、基本サービスとして保守業務を Colocation サービス提供条件書に記載された内容で実施します。本項に定める保守業務は、契約者機器等に故障が発生、又は故障発生の疑いがある場合に限り、契約者の指示に基づき実施します。

2 当社は、前項に定める保守業務のほか、第2条(本サービスの内容)第1項の付加サービスとして、保守業務をアドバンスリモートハンズサービス提供条件書に記載された内容で提供できるものとします。

3 契約者は契約者機器の保守にかかわる手順を示す文書(以下、「保守手引書」といいます。)を、事前に当社に提供するものとします。第1項で規定する当社の保守業務は、保守手引書にしたがって実施するものとします。又第2項で規定する当社の保守業務は、保守手引書または、契約者もしくは契約者の意思を代行する、契約者が申込書等にて指定した第三者(以下、「指示者」といいます。)からの指示にしたがって実施するものとします。

4 契約者は、保守手引書又は指示者の指示により起こりうるデータの喪失や契約者の契約者機器等の物理的損害などの危険性を十分理解した上で、当社に指示をするものとします。

5 保守業務は、当社と指示者との電話等連絡における業務完了確認をもって完了したものとします。

6 当社は、保守手引書又は指示者の指示に基づいて行った結果について、保証は行わず、また、それに起因する損害について責任を負わないものとします。

7 契約者は、契約者機器を管理する責任を負うものとし、当社は契約者機器の故障等について責任を負わないものとします。

8 第6項及び第7項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。

9 当社は、当該保守業務により、契約者機器内及び契約者の記録媒体内に存在するデータについて、その内容に一切関知しないものとし、これらの滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的外で使用されたとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず、当社は責任を負わないものとします。

(原状回復)

第25条 契約期間の満了または本契約の解除等、事由のいかんを問わず本契約が終了するとき、契約者は、契約期間終了日までに契約者の責任と費用において設置場所を本契約開始前の原状に回復のうえ、当社に明け渡すこととします。

2 前項の原状回復に際し、契約者は契約者機器の全部を契約者の費用と責任において撤去するものとします。契約者が契約者機器を撤去しないとき、予め契約者に通知することなく、当社は当該契約者機器を廃棄あるいは換価処分することができるものとします。これらにかかる費用は契約者の負担とし、当社は契約者に請求できるものとします。

3 第7条2項の本サービス提供環境の設定のために当社において設置場所を改変したとき、当社は設置場所を本契約開始前の原状に回復する工事を、契約期間終了日後に、当社の責により行うものとします。本項の原状回復工事に要する費用に相当する額は契約者の負担とし、当社は契約者に請求できるものとします。

(保守業務に関する契約者の協力)

第26条 契約者は、本契約に基づく当社の保守業務に対して、最大限の協力をするものとし、保守に関して必要な場合は、当社は契約者の承諾を得た上で契約者の機器装置等は無償で自由に操作し、使用できるものとします。

2 契約者は、当社の保守業務上必要な場合には、契約者の関係者及び契約者の来客者等に対して協力させるものとします。

3 契約者は、当社からの求めに応じて、保守作業に必要な契約者機器や回線等の収容情報及び技術情報を提供するものとします。

(契約者が行う契約者機器の作業)

第27条 契約者は、当社の事前の許可を得て、当社によるデータセンター内への入館対応のもとに契約者機器の設置場所に立ち入り、契約者機器の運用及び維持に必要な作業を行うことができるものとします。ただし、契約者は、当社が各提供条件書等にて許可していない作業は実施できないものとします。

2 前項の当社による建物内への入館対応は、24時間受け付けるものとします。なお、機器の搬入出を伴う入館については、土曜日、日曜日、法定休日及び12月29日から12月31日まで、及び1月2日から1月3日を対象外とします。

3 第2項に基づく緊急を要する場合の電話連絡先及び当社の故障受付連絡先等は契約の成立後にお渡しするご利用に関する各種ご案内に記載した文書に記載のとおりとします。

4 契約者は、自らが利用するラック間において、ケーブルの敷設を自ら行ってはならないものとします。ただし、以下のすべての条件に従うことが可能な場合、契約者自らがケーブル敷設を行うことができるものとします。

(1) 契約者の利用する複数のラックが隣接位置にあること

(2) 当社が管理する二重床下等を使用せず、ラックサイドパネルの側板を外すことによりケーブルを敷設すること

5 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

6 当社は、契約者の第4項に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

7 第4項において敷設されたケーブルにより、他の契約者に影響を及ぼす事象が発生した場合、又は発生するおそれがあると当社が判断した場合、契約者は、当社が本事象の解消及び発生のおそれを回避す

ると判断する方法により再敷設又は撤去するものとします。この場合の工事に関する費用は契約者の負担とします。

8 契約者は、契約者機器と電気通信事業者の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続する場合は、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)で定める場合を除き、電気通信事業法に定める工事担任者の資格者証の交付を受けている者にこれに関わる工事を行わせ、又は、実地に監督させることとします。

(コネクティビティサービスの提供)

第28条 当社は、第2条(本サービスの内容)第1項の付加サービスとして、以下の場合においてコネクティビティサービスをコネクティビティサービス提供条件書に記載された内容で提供します。

- (1) 契約者の契約者機器間を接続する場合
- (2) 契約者の契約者機器と当社の提供する回線サービスを接続する場合
- (3) 第30条(契約者機器の工事等)で必要とされる場合
- (4) 異なるデータセンターの契約者の契約者機器間等を接続する場合
- (5) その他、当社が認めた場合

2 当社は、コネクティビティサービスの提供において、技術的に困難であるとき、又は当社の業務遂行に支障があるときは、契約者の申し込みを拒むことができるものとします。

(ビル間コネクティビティサービスの提供)

第29条 当社は第28条(コネクティビティサービスの提供)第1項第4号とは別に、データセンター間を接続するためのビル間コネクティビティサービスをビル間コネクティビティサービス提供条件書に記載された内容及び提供条件、及び「Universal One サービス契約約款(第8編)」に規定される内容で提供します。なお、ビル間コネクティビティサービス提供条件書と「Universal One サービス契約約款(第8編)」及び本規約に差異が生じた場合は、ビル間コネクティビティサービス提供条件書を優先するものとします。なお、本サービスの新規及び変更の受付は行っておりません。

(契約者機器の工事等)

第30条 契約者は、データセンター内にある、「電気通信事業法」に基づく東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東西会社」といいます。)の指定電気通信設備と契約者機器との接続工事を当社へ委託する場合、又はコネクティビティサービスをデータセンター内のNTT東西会社が使用するスペースで利用する場合は、その旨申し込むこととします。

第5章 電力設備の使用

(電力の提供及び使用条件)

第31条 当社は、契約者の契約者機器等に対する電力を各提供条件書等及び承り書に記載された内容で提供します。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当し、電力の供給が不可能な場合は、契約者に対する電力の供給を中止し、又は契約者に電力使用の制限もしくは中止を求めることができるものとします。なお、その場合

当社は予めその旨を第47条(利用責任者)に定める契約者の利用責任者等に通知することとしますが、緊急やむを得ない場合は、事後速やかに連絡することとします。

- (1) 天災、事変、その他の非常事態や不可抗力等、当社の責に帰すべからざる事由または火災により、正常な電力の供給が不可能になった場合
- (2) 当社の電力設備に故障が生じる又は故障が生じるおそれがある場合
- (3) 当社の電力設備の工事施工又は保守上やむを得ない場合
- (4) その他、保安上の必要がある場合

3 当社の行う電力工事又は保守で契約者への電力供給に影響を与えるおそれがあるものの施工にあたっては、施工方法、施工期間等について両者協議するものとし、契約者はこれに協力するものとします。

4 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合、契約者に対する電力の供給を中止することができることとします。

- (1) 契約者がその責に帰すべき事由により、当社に重大な損害を与えたか又はおそれがあるにも係らず、契約者がその事由の解消に応じない場合
- (2) 契約者がその責に帰すべき事由により、当社に保安上の危険を及ぼしている、又は及ぼす恐れがある場合
- (3) 契約者の契約者機器等に発火、発煙、著しい発熱等の異常を発見した場合

なお、当社は第1号から第3号により電力の供給を中止した場合で、契約者がその事由となった事実を直ちに解消した場合は、当社はその事実を確認のうえ、契約者に対し電力の供給を再開することとします。

5 第2項により、当社が電力の供給を中止した場合、当社はその期間について第32条(料金)に基づく月額料金を差し引くものとします。

6 契約者が電力設備の使用の取り止めを申し出るにあたり、契約者が当社の電力設備を使用するために当社が実施した工事がある場合、当社の当該工事並びに原状に復する工事に係わる費用を負担するものとします。

7 追加電力の提供にあたっては、提供の可否及び条件について、契約者より申し込み前に当社へ照会を行うものとします。

第6章 料金等

(料金)

第32条 本契約に係る料金及びその他費用については、申込書及び承り書又は通知書に記載のとおりとします。

(料金等の支払義務)

第33条 契約者は、当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月(1の暦月の起算日から次の暦月の起算日までの前日までの間をいいます。以下同じとします。)の翌料金月(提供を開始した日が料金月の初日の場合は、提供を開始した日を含む料金月とします。)から起算して、本サービスに係る契約の解除があった日を含む料金月までの期間(提供を開始した日と解除のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1ヵ月間とします。)について、第32条(料金)に規定する料金の支払いを要します。

2 第18条(提供停止)により本サービスの提供が停止された場合においても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

3 契約成立後サービス提供開始までの期間に契約者の都合により契約が解除された場合、当社は契約者に対し第37条(違約金)に基づく違約金を請求させていただくことがあります。請求の手続は料金等の請求の手続と同様とします。

(料金等の計算方法)

第34条 当社は、契約者が支払う料金のうち、月額料金は料金月に従って計算します。

2 当社は、月額料金を日割しません。

(料金改定)

第35条 当社は、公租公課の変動、為替や電気料金等の著しい経済変動、提携事業者と当社間の契約条件の変更その他の事由により前項の料金を改定する必要があると認めるときは、60日以上前に契約者に通知書をもって通知の上、これを改定することができるものとします。

2 第37条に関わらず、契約者が前項の料金改定を理由として改定日より前に、当社に対して契約の解約を申し出たときは、違約金の支払いを要しないものとします。

(料金等の支払方法)

第36条 契約者は、料金等を当社が別途指定する方法で、当社の指定する期日までに当社の指定する金融機関等に支払うものとします。本条及び第27条(契約者が行う契約者機器の作業)、第37条(違約金)、第38条(延滞損害金)及び第39条(保証金)に規定する支払いに関する各指定事項は、当社の発行する請求書等に記載のとおりとします。

(違約金)

第37条 最低利用期間内に契約が解除され、契約者による本契約に基づく料金支払総額において当該契約期間の初日から末日までの期間に対応する料金全額に対し不足が発生する場合、契約者は、当該解除があった翌日から当該契約期間の末日までの期間に対応する本契約に係る料金全額相当の額の違約金を、当社の指定する期日までに一括して支払うものとします。

2 最低利用期間内に第11条(契約者が行う本サービス契約内容の変更)に基づき、基本サービス内容の変更に伴う月額料金の減額があり、契約者による本契約に基づく料金支払総額において当該契約期間の初日から末日までの期間に対応する料金全額に対し不足が発生する場合、当該変更があった翌日から当該契約期間の末日までの期間に対応する本サービスに係る減額相当の額(変更前の月額料金から変更後の月額料金を控除したもの)の違約金を、契約者は当社の指定する期日までに一括して支払うものとします。

3 契約成立後サービス提供開始までの期間に契約者の都合により契約が解除、又はサービスの一部を取り消された場合、契約者は当社に対し、第32条(料金)に定める初期料金相当分及び月額料金の1ヶ月分を支払うものとします。

(延滞損害金)

第38条 契約者が、料金その他の債務(延滞利息は除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算した額を、延滞損害金として当社の指定する期日までに支払うこととします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(保証金)

第39条 契約者は、当社が求める場合、サービス提供の条件として、保証金を預け入れていただく場合があります。

2 保証金の額は、第32条(料金)に定める月額料金の3ヶ月分とします。

3 保証金については、無利息とします。

4 当社は、本契約の契約期間を終了したとき、又は契約の解除があったときは、保証金を当該契約者に返還します。

5 当社は、保証金を返還する場合に、契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

(消費税等)

第40条 契約者が当社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

(端数処理)

第41条 当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てるものとします。

第7章 損害賠償

(責任の制限)

第42条 本契約に基づく契約者機器の設置に関する当社の責任は、設置場所の環境を契約者機器の維持及び運用に必要な状態に維持することのみとします。

2 天災、事変、その他の非常事態や不可抗力、火災、盗難等、当社の責に帰すべからざる理由により、本サービスにおける契約者の契約者機器等が滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用され、契約者が直接的なあるいは間接的な損害を被ったとしても、その損害に対して当社は責任を負わないものとします。

3 第19条(契約者機器の管理)第2項第3号及び第4号に基づき緊急処置を行なったことにより、契約者が損害を被ったとしても、その損害に対して当社及び緊急処置を行なった者は責任を負わないものとします。

4 第1項及び第2項に起因して、当社の責任でないと認められたものについては、第三者から当社になさ

れた損害賠償請求等の補償についても、契約者の責任で対処するものとし、当社は免責されるものとし
ます。

5 当社は、契約者機器に損害保険を附保し、契約者機器が偶然な事故により被る損害を次号に基づき
填補します。但し、契約者機器がリース等により調達されたものであって、リース会社が事前に損害保険の
附保を行っているものについてはこの限りではありません。保険を附保する契約者機器とはハード資産で
あり、データ又はプログラムなどのソフト資産は含まれません。

- (1) 偶然な事故とは、電氣的現象による事故・取扱い上の不注意、その他保険会社が定める該当損害保
険の契約約款に基づくものとし、ます。
- (2) 当損害保険における保険金の支払額は、各契約者機器の再調達価額を基準とし、その限度は1ラッ
ク毎に3,000万円とします。
- (3) 保険金の支払いにあたっては、契約者は当社へ、保険会社が定める請求申請書に従って、契約者機
器に関わる品名・数量・単価・購入金額・購入年月・購入先・損害額等必要な情報を提示するものとし
ます。

(損害賠償)

第43条 当社は、本契約において特約等を定める場合を除き、本契約に基づく債務を履行しないことによ
り、契約者に損害を与えた場合、本契約の解約の有無に関わらず、契約者に生じた通常の直接賠償をす
るものとし、当社の責任は、第32条(料金)に基づく月額料金を限度額とします。なお、当社は間接損害、
予見の有無を問わず特別の事情により生じた損害、逸失利益、データ又はプログラムの喪失・破損につい
ては、その責を負わないものとし、ます。

2 当社の債務不履行その他当社の責に帰すべき事由により、契約者の関係者等においても損害賠償請
求等の事由が生じた場合には、同関係者等に対しては契約者の責任と負担において対処するものとし、
当社は、本契約に定める責任の限度で契約者に対して責任を負うものとし、ます。

(自己責任の原則)

第44条 契約者は、本サービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレ
ームが通知された場合は、契約期間及び契約解除後に関わらず、自己の責任と費用をもって処理解決す
るものとし、ます。契約者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合、又は第三者のクレーム
を通知する場合においても同様とします。

2 当社は、契約者がその故意、又は過失により当社に損害を被らせた場合は、契約期間及び契約解除
後に関わらず、契約者に当該損害の賠償を請求することができるものとし、ます。

第8章 SLA

(SLAの適用)

第45条 当社は、本サービスの提供にあたり、サービス品質に関する目標値を設定し、サービス品質がそ
の目標値を上回るよう努めるものとし、ます。サービス品質に関する目標値、対象及び適用条件等は
Colocation サービス提供条件書に記載のとおりとします。

(料金の返還)

第46条 当社は、サービス品質が Colocation サービス提供条件書に定める目標値を下回った場合には、契約者に対し、料金の一部を返還するものとします。この場合の返還金額及び返還方法等については、Colocation サービス提供条件書に記載のとおりとします。

第9章 雑則

(利用責任者)

第47条 本サービスの利用にあたり、契約者はあらかじめ利用責任者を選任し、当社に書面で届け出るものとします。利用責任者が交代したときは直ちに当社に書面で通知するものとします。通知がなく、連絡が取れないことによって引き起こされる損害に対して、当社は責任を負いません。

2 利用責任者は当社との連絡、協議の任にあたるとともに、本規約に基づく本サービス利用の適正化を図るものとします。

(通知方法)

第48条 本サービスの利用等に関する当社から契約者への諸通知は、当社の判断により、以下の各号いずれかの方法で行い、次の各号に定めた時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(1) 当社Webサイト上への掲載

掲載された時

(2) 契約者が予め当社に届け出た住所への郵送もしくは、電子メールアドレスへの電子メールの送信

通知が発送もしくは発信された時

(3) 当社が適切と判断する方法

当該通知の中で当社が指定した時

(契約者の禁止行為)

第49条 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為又はそれに類する行為をしてはならないものとします。

(1) データセンター内に発火、爆発、振動、臭気、騒音等のおそれがある物、大量の可燃物等を配備する又は持ち込む行為

(2) 契約者以外の設備に損傷を与える物を持ち込む行為

(3) 契約者以外の設備への不正アクセスをする行為

(4) 本サービスの妨害行為

(5) 日本国の定める「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」又はその他の法律もしくは公序良俗に抵触する行為、又はそのおそれのある行為

(6) 当社あるいは他の契約者、第三者の権利を侵害し、又は他の契約者及び第三者に迷惑・不利益等を

与える行為、又はそのおそれのある行為

(7) その他当社が不適切と判断する行為

2 契約者が前項の規定に違反し、当社が損害を受けたときは、契約者はその復旧に要する費用の負担をするものとします。

(契約者の協力義務)

第50条 当社は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、及び当社が行う調査に必要な契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

(1) 契約者による本規約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合

(2) 故障予防又は回復のため必要な場合

(3) 技術上必要な場合

(4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合

2 契約者は、本サービスが不正に利用され、又は利用されようとしているときには、直ちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用に係る当社の調査に協力するものとします。

(守秘義務)

第51条 契約者及び当社は本契約に関し知り得た相手方の技術上・営業上又はその他の業務上の機密情報を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではないものとします。

(1) 知り得た時点で既に公知・公用となっている場合

(2) 知り得た後、自己の責によらず公知・公用となっている場合

(3) 知り得た時点で既に取得済みの場合

(4) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合

(5) 開示又は提供につき、相手方の同意を得た場合

(6) 法令又は権限のある公的機関の要請により開示又は提供が求められた場合

(7) 契約者に対し、本契約に基づく義務の履行を請求する場合

(8) 本契約に起因して紛争又は損害賠償請求が発生した場合

(9) その他、本サービスの運営上必要がある場合

2 契約者及び当社はお互いの関係者等に対しても、前項の規定を遵守させるものとします。

(知的財産権の帰属)

第52条 本契約に基づき契約者に提供される各種情報については、その著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)及び著作者人格権(著作権法第18条から第20条の権利をいう。)並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的財産権は、当社又は当社の委託先等当社が指定する者に帰属するものとします。

2 契約者は、前項に付随し、次の各号に定める行為又はそれに類する行為をしてはならないものとします。

(1) サービスの利用目的以外に使用すること

- (2) 複製・改変・編集等を行うこと
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に頒布・公衆送信・貸与・譲渡・担保設定等を行うこと
- (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更すること

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

(第三者への委託)

第53条 契約者は、当社が本サービスを提供するにあたり、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

(個人情報の取扱い)

第54条 本サービスの提供にあたり、当社が契約者より提供を受けた個人情報の取り扱いについては、当社の「プライバシーポリシー」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)によるものとします。

(免責の範囲)

第55条 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

(協議)

第56条 本規約に定めのない事項については、当社と契約者との協議によって定めるものとします。

(紛争の解決)

第57条 本規約について、契約者と当社との間に紛争が生じた場合は、両者の協議により解決を図るものとします。

(管轄裁判所)

第58条 契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(分離可能性)

第59条 本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

(準拠法)

第60条 本規約の解釈及び適用に関する準拠法は日本法とします。

附則

(実施期日)

本利用規約は、2022年12月16日から実施します。

(適用対象)

本利用規約は、2022年12月16日以降の契約に対し適用されます。